平成２３年（フ）第７９１号
栃木県宇都宮市屋板町1122番地、前住所栃木県日光市鬼怒川温泉大原170番地２自由ヶ丘市営住宅44号
債務者　岡本　　進
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月10日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２２１号
静岡県富士市中野585番地の１　エアリーメゾンⅠ－102号、前住所静岡県富士市厚原1820番地の２
債務者　遠藤清太郎
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月９日午前10時
　静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１５１３号
東京都八王子市元八王子町２丁目3324番地13
債務者　荒井　和子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午前10時
　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７９３号
栃木県宇都宮市一ノ沢町281番地　エルディム稲葉103、前住所栃木県宇都宮市元今泉２丁目24番14号　タカハシハイツＣ102
債務者　髙橋　庫八
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７９４号
栃木県宇都宮市一ノ沢町281番地　エルディム稲葉103、前住所栃木県宇都宮市元今泉２丁目24番14号　タカハシハイツＣ102
債務者　王塚　康子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７３号
沖縄県うるま市与那城284番地５　青葉荘201
債務者　掛福　　実
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３５７号
愛知県豊橋市つつじが丘３丁目31番地３307、従前の住所愛知県豊橋市杉山町字天津231番地１　Ｉ208
債務者　小塚美穂子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月27日午後１時15分
　名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１７２９号
福岡市中央区天神４丁目６番28号
破産者　株式会社フューチャーリンク
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０８号
富山県高岡市蓮花寺438番地　レオパレス蓮花寺シオサイト109号
破産者　上野　賢治
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２１２４号
福岡市西区石丸３丁目20番８号
破産者　光立建設株式会社
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２２２号
福岡市西区大字徳永143番地の３
破産者　サン峰有限会社
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２２３号
福岡市西区大字徳永143番地の３
破産者　壽住宅株式会社
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２２５号
福岡市西区大字徳永143番地の３
破産者　有限会社平成
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２２６号
福岡市西区大字徳永143番地の３
破産者　中部観光開発有限会社
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８９２号
札幌市北区太平７条１丁目１番18号
破産者　株式会社道ケン
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３号
栃木県宇都宮市下栗１丁目７番地４　ニューエリール篠塚Ｃ105、開始決定時の住所栃木県宇都宮市上桑島町968番地10
破産者　田口裕基こと　田口　弘美
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３９８号
栃木県鹿沼市仁神堂町43番地７
破産者　石橋　一子
1　決定年月日　平成23年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係